

第2回吹田市市民自治推進委員会 会議録

1 日時

令和3年（2021年）11月18日（木）午後6時30分から午後7時30分まで

2 場所

吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

3 出席者

(1) 委員

片上 孝洋（委員長）、梶原 晶（副委員長）、奥谷 義信、金井 隆典、中川 玲夢、
中野 里美、登るみ子、柳田康人

(2) 事務局

高田市民部長

市民自治推進室 高島室長、田家参事、加樂主幹、佐藤主査

4 傍聴者

0名

5 議題

(1) 自治基本条例の見直し検討について

(2) その他

6 資料

(1) 大阪府内各市の自治基本条例における条例見直し及び協働に係る条項等について

(2) 前回の自治基本条例見直し検討（平成28年度）以降の新たな市民参画及び協働に関する取組

【参考資料】

吹田市自治基本条例見直し検討資料集

吹田市自治基本条例見直し検討結果報告書

すいたの市民自治 ～自治基本条例施行10年を振り返って～

7 会議の決定事項

(1) 自治基本条例の条文を見直す必要はない。

(2) 自治基本条例の運用上の改善点を含め、次回の委員会で意見書として取りまとめる。

8 議事の要旨

別紙「議事のまとめ」のとおり

議事のまとめ

発言者	主な内容
委員長	第2回吹田市市民自治推進委員会を始めます。 まず、自治基本条例の見直しについて、事務局より資料の説明を受けます。
事務局	(資料説明)
委員長	それでは、条例見直しの必要性について、各委員の御意見を順番にお聞きします。
A委員	条文に関して、今変える必要はないと考えます。本条例が地方自治に関する最高法規として位置付けられるのであれば、些細なことや時流などによってコロコロ変えるものではなく、個別の状況に対応するというのであれば、条文は変えずに運用面で対応すればよいと思います。例えば、コロナ禍における現状を受けて、運用面で何かを補足する、などの検討をしていくのがよいと考えます。
B委員	条文を読んだ限り、特に条文を変えるなど見直しの必要はないと考えます。ただ、この自治基本条例が市民にどのように伝わっているかというところは考えるべきかと思います。
C委員	資料や自治基本条例解説書を読んで、自治基本条例によってどのようなことが行われているのか、あるいは過去どのような見直し検討が行われてきたかが理解できました。前回の会議では、そのあたりが分かりにくかったので、総合計画など計画面で補完すべきではないかなど述べさせていただきましたが、今回ある程度進展があったのではないかと思います。したがって、自治基本条例の条文見直しについて、今は必要ないものと考えます。
D委員	他の委員と重なりますが、この自治基本条例自体をどう市民に周知するかや活動内容の検討については必要かと思いますが、自治基本条例の条文の変更は必要ないと考えます。
E委員	他の委員と同様、自治基本条例の条文の見直しについては必要ないと考えます。条例は現在の社会情勢に適合していますが、今後見直しが必要なきもくるかもしれませんので、見直しの検討については毎回議題に上げて検討すべきではないかと思います。
F委員	私も今の時点では条例の見直しは必要ないと考えます。ただ、この5年間で一定の成果は上がっていますが、自治基本条例を最高法規とするならば、市民も職員も、もっとこの条例を大事にするべきではないかと思います。条例の知名度を高め、何が足りないのか、こういうことに取り組むべきではないかという意見を皆様の方から聞くことで、より条例の趣旨が生きてくると考えます。
副委員長	改正の必要性を考えると、当委員会が関わる市民参画等について、市全体の方針に大きな変化があったか、抽象的な法規の変更まで行う必要があるかがポイントになると思います。社会全体で見ると、多様性やジェンダーなど大きな課題はありますが、具体的に例えばパブリックコメント制度への疑問や改正の意見等がないのであれば議論する必要はないし、現実的な要請が増えているのであれば検討する必要があると考えます。現状、大きな変化がないようですので見直しは必要ないと思いますが、今後もそういった情報の把握は継続して行っていただきたいと思います。
委員長	私も皆さんと同様、条例自体の見直しは必要ないと考えます。御意見を集約すると、現条例は現在の社会情勢にマッチしており、地方自治体の憲法的な位置付けである以上、特に大きな社会情勢の変化がないのであれば、見直す必要はない。ただし、条例見直しを検討する委員会では、今後も毎回検討することが重要である。また、このようないい条例がありながら、市民や職員に十分周知されていない点を今後どうするかという検討が必要である。もう一点、条例は5年間有効に使われているので、引き続き運用面で条例を住民のために生かしてもらいたい。以上の意見については、私も含めて他の委員も同意かと思います。

F 委員	担当部局としてこれからの5年間について、前の5年間を踏まえてどのようにするのか、具体的な方策があれば教えてください。
事務局	前第7期委員会から行っている吹田市市民参画の推進に関する指針のダイジェスト版の作成が令和2年度中にできなかったため、現在事務局で作成しております。ほぼ原案ができましたので、年内には委員の皆様にお示しいたします。そのダイジェスト版を使用して市民や職員に周知を図っていきたくと考えております。
E 委員	自治基本条例第18条「執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう」というところが今後もポイントになると思います。一つはICTの活用。例えば、パブリックコメントで紙やメール等の手段がありますが、市民参画の機会が保障されていると言えるのか、悩ましい問題であると思います。ICTの活用については様々な意見がありますが、今後行政も積極的に取り組んでいただきたいと思います。
委員長	今、リモートワークやリモート会議も広がっていますが、ICTを活用して市民が自治に参画することに、事務局ではどのように考えていますか。
事務局	コロナ禍で行政もICT化が急速に進んでいます。一方で会議では対面も必要という意見もありますので、何をICT化して、何を対面や紙媒体ですべきかをきちんと整理した上、ハイブリッドで併用してやっていくべきではないかと考えています。
事務局	市民参画では、まず市民に行政の情報を知っていただく必要があります。この5年間、ホームページだけでなくSNSなどを利用した情報発信が増え、コロナや平成30年度に起きた大阪府北部地震の際には、専用ホームページがすぐに立ち上がり、それを見たらすぐに分かるような取組も全庁あげて取り組んでいます。所管としてICT化に積極的に取り組んでおり、全面的に活用することになると実感していますが、今後も、情報発信においても情報収集においても双方向でさらに発展していくようにしなければならぬと考えています。
委員長	市民参画の機会を拡充するためICTを活用することは重要と考えます。
副委員長	資料で質問がありまして、パブリックコメントについて多くの方からたくさんの意見が出されていることが分かったのですが、市民自治推進室が各課から相談を受けた件数というのは、各課から手続き的なことで相談が入っているということでしょうか。
事務局	手続の前段階で、こういう政策を考えているがパブリックコメントは必要なのかという相談や、パブリックコメント条例の適用除外にあたるかどうかという相談が多く、協議をしながら回答しているところです。その他ホームページの掲載方法など細かな手続の相談は記録として取りきれていないので、実際にはもっと多くの相談を受けております。
副委員長	国や自治体のパブリックコメントで、案件とは関係ない意見が書かれているのをよく見ますが、そういう制度自体の疑問や関係のない意見などへの相談が多いのかなと思いましたので質問しました。主に技術的な相談が多いということでしょうか。
事務局	案件と関係のない意見にまでは回答しなくてもよいというようなマニュアルを作成し、全庁で統一的な取扱いをしているため、そういう相談は減っているところです。
F 委員	令和2年度から自治会加入促進等活動補助金制度が創設されましたが、自治会加入者が減少している中で、そこだけに依拠するのは少し違うかなと感じています。吹田市の自治会加入率が5割を切る中で、残りの5割は関係ないことになる。コロナ禍で人と会うこともできない、市民活動をしたくてもできないという現状の中で皆悩んでおられると思いますので、今後市民自治の活動はどうあるべきかというのを行政にも考えてもらい、何らかのメッセージを出した方がよいのではないかと、ということをご提案させていただきたいと思っております。
E 委員	私も同様に感じていて、自治会加入率を挙げていただきましたが、シビアな問題であると

	<p>思います。私は自治会で活動していますが、補助金さえもらえればいいという考えで加入促進の活動をしていないところもあります。加入率も上がっていません。個人的には、補助金を出すのであれば、成果が上がっているのかを示してもらうことが重要ではないかと考えます。その辺のところは、自治基本条例の見直しというよりは、運用面の話になると思います。</p>
委員長	<p>私自身も、一番身近な自治会が市民参画の一つの機会やフィールドであると考えていますので、自治会をどういう位置付けにしてどう動かしていくのかについて、今後検討の必要があると考えております。</p> <p>それでは、本日の委員の皆様の見解をまとめますと、今回、自治基本条例の条文そのものの見直しは必要ない。その理由としては、現時点でこの条例が社会情勢に適応しているという点と自治体の憲法という位置付けからすると、大きな変化がない以上、変える必要はないという点。しかしながら、運用面でいかに市民自らこの活動に参加して行くのかについては考えていく必要があり、毎回こういった機会において、条例自体を見直すかどうかを委員会で検討することは大事かと思っております。今後検討していく課題として、一点目は、市民参画の機会としてICTをいかに活用していくかということ。もう一点は、自治会について、住民に最も身近な市民活動の場と捉えるならば、どういうふうに位置付けどう動かして加入率を上げるかについて、これは行政だけではなくて住民の間で何らかのアクションを起こしていく必要があると考えております。</p> <p>私の意見で補足があればお願いいたします。</p>
A 委員	<p>他の委員も指摘していたように自治基本条例の周知についてですが、条例が周知されることによって、市民参画に関しての自覚や意識の向上を図ることにもつながると思っておりますので、条例をどう周知していくかという方法の検討も重要な課題だと思っております。</p>
委員長	<p>前回第7期委員会で検討されていた市民参画の推進に関する指針のダイジェスト版が完成したら、これも一つのツールになるかと思っておりますが、さらに周知していく必要があると私も考えております。</p>
副委員長	<p>他の事業のように成果指標を出すのが難しいとは思いますが、市民が自治基本条例を知り、これに基づいて吹田市の行政施策が行われていると知ることは評価の仕方として重要と思っておりますし、その認知度が上がらないことは課題であり、今後検討する必要はあると思っております。</p>
委員長	<p>ほかに御発言がないようですので、その他事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>本日の御意見を正副委員長と協議の上、意見書（案）としてまとめ、次回の委員会に提出させていただきます。次回の日程ですが、1月下旬から2月中旬の間で予定しており、12月中旬に事務局から日程の調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p>
委員長	<p>以上で本日の委員会を閉会します。お疲れ様でした。</p>

※ 順にA委員、B委員、C委員…と表記しています（委員長、副委員長を除きます）。